



秋田県公報

目 次

ページ

条 例

○診療報酬の算定方法の制定に伴う関係条例の整理に関する
条例(二八・障害福祉課)……………2

この号で公布された
条例のあらまし

◇診療報酬の算定方法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例 (秋田県条例第二八号)

1 次の条例について、精神保健指定医の診察に係る費用弁償の額又は診療若しくは健康診査に係る使用料の額の規定において引用している告示を改めることとした。

- (一) 特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三五号)
 - (二) 秋田県知的障害福祉施設条例(平成一七年秋田県条例第六八号)
 - (三) 秋田県太平療育園条例(平成一七年秋田県条例第六九号)
 - (四) 秋田県小児療育センター条例(平成一七年秋田県条例第七〇号)
 - (五) 秋田県精神保健福祉センター条例(昭和五四年秋田県条例第二五号)
 - (六) 県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例(昭和三年秋田県条例第五七号)
 - (七) 秋田県総合保健センター条例(昭和六一年秋田県条例第三四号)
 - (八) 秋田県病院事業使用料等徴収条例(昭和二九年秋田県条例第四二号)
- 2 施行期日等
- (一) この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
 - (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

条 例

診療報酬の算定方法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第二十八号

診療報酬の算定方法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年厚生労働省告示第五十九号」に改める。

- 一 特別職の職員で非常勤のものとの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）第六条第二項
- 二 秋田県知的障害福祉施設条例（平成十七年秋田県条例第六十八号）別表第一号（二）の表診療の項
- 三 秋田県太平療育園条例（平成十七年秋田県条例第六十九号）別表第一号の表診療の項
- 四 秋田県小児療育センター条例（平成十七年秋田県条例第七十号）別表第一号の表診療の項
- 五 秋田県精神保健福祉センター条例（昭和五十四年秋田県条例第二十五号）別表第一号の表
- 六 県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例（昭和二十三年秋田県条例第五十七号）第三条
- 七 秋田県総合保健センター条例（昭和六十一年秋田県条例第三十四号）別表第一号（二）の表その他の健康診査の項
- 八 秋田県病院事業使用料等徴収条例（昭和二十九年秋田県条例第四十二号）別表第一第一号の表診療の項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした第一号の規定による改正前の特別職の職員で非常勤のものとの報酬および費用弁償に関する条例第六条第二項の規定による精神保健指定医の診察に係る費用弁償の額については、なお従前の例による。

- 3 施行日前にした秋田県心身障害者コロニー、秋田県太平療育園、秋田県小児療育センター、秋田県精神保健福祉センター、県の衛生関係施設、秋田県総合保健センター、秋田県立脳血管研究センター又は秋田県立リハビリテーション・精神医療センターの診療又は健康診査に係る使用料の額については、なお従前の例による。

4 施行日から規則で定める日までの間にした秋田県立リハビリテーション・精神医療センターの診療に係る使用料のうち回復期リハビリテーション病棟の入院に係るものの額については、なお従前の例による。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄